

ひびき

発行・編集責任者／取手市議会議長 佐藤 清
 発行／取手市議会 編集／取手市議会事務局
 〒302-8585 茨城県取手市寺田5139
 電話番号 0297-74-2141(内線1801・1802)
 ファクス 0297-74-1990
 ホームページアドレス <http://www.city.toride.ibaraki.jp/>
 e-mailアドレス gikai@city.toride.ibaraki.jp



取手市議会だより第221号
 2017(平成29)年11月1日発行

＜紙面から＞

平成29年第3回定例会は、9月1日から22日まで開催されました。

今定例会では、議会として政策提言とする二つの決議が可決されました。1・4ページで28年度決算に関する決議、1・2ページでいじめ防止対策提言に関する決議について、内容や可決までの経緯などをお伝えしています。その他、決算認定等の市長提出議案、請願・陳情の審議結果や、10ページではマニフェスト大賞優秀成果賞受賞などについて掲載しています。

～議会として政策提言～

二つの決議案を可決し、市長、教育長へ手渡す

平成30年度
 予算編成への提言

今定例会の決算審査は、試行として、新たな手法による調査及び審査を行いました。決算認定可否の他、課題となる事業の調査を行い、その結論を踏まえ、平成28年度一般会計決算に関する決議案を委員会提出議案として提出。本会議最終日に全員賛成で可決しました。

決議を議会からの政策提言として、30年度予算の編成に生かすよう求め、議会を代表し、佐藤清議長が藤井信吾市長に手渡しました。平成28年度一般会計決算に関する決議全文と、今回試行した決算・予算審査特別委員会の審査の様子は4ページに掲載しています。



決議を手渡す(左から、佐藤議長、染谷副議長、矢作教育長、藤井市長、野口副市長)

いじめ防止対策に関する決議

いじめは絶対悪であり、いじている側が100パーセント悪い。

子どもは私たちにとって、どの子どももかけがえのない存在であり、ひとりひとりのこころと体は大切にされなければなりません。しかし、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こります。いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、そのいのち又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので決して許されるものではありません。

平成27年11月、市内で中学生の自死事案が発生しました。議会は多くの反省を踏まえ、二度とこのようなことを起こさないために何が必要かを考え、総務文教常任委員会を中心に議会が一体となって、多くの関係団体の皆さまからのご意見を伺いながら調査してきました。

いじめ防止対策の施策として、条例はじめ規則、要綱、指針等に取り入れ、いじめのない、健体康心(健やかな体と安らかな心)にあふれる市とするため、下記事項を提言表明いたします。

- 1 全ての人が相談できる体制整備を行うこと。
- 2 いじめの早期発見・即時対応。家庭・学校・地域等の連携を充実させること。
- 3 教育現場での道徳教育の充実を図ること。
- 4 いじめ防止対策に関するスローガン等をつくり、広く周知及び啓発を行うこと。
- 5 学校全体の共通理解を深め、スピード感をもっていじめ防止に対応していくこと。
- 6 子どもたちのストレス発散の場をつくること。
- 7 問題解決のため、子どもたちが自主的にクラス全員で徹底的に対話できる環境を整備すること。
- 8 いじめ防止対策に有効な教育委員会のあり方について、研究及び再考すること。

以上、決議いたします。

平成29年9月22日

取手市議会

いじめ防止対策への提言

取手市議会では、これまで総務文教常任委員会を中心に、いじめ防止対策条例制定に向けた議会としての意思表示や政策提言を行うため、多くの意見交換や調査を行ってきました。

今定例会において、同条例に必要と考える事項をまとめ、落合議員(総務文教常任委員長)他6人の議員により決議案が提出されました。議会は同決議案を賛成多数で原案可決し(決議全文は右記)、9月25日に市長と教育長に手渡しまし

た。今後、取手市議会では、市のいじめ防止対策に関する条例案の策定経過を注視し、条例案を審議する際は、これまでの調査を生かしてまいります。決議には、各事項についてこれまで調査してきた具体的な内容を記載した別紙を付して議決されました。決議や別紙の内容は取手市ホームページ上で掲載している他、左記QRコードからPDFファイルが開けます。



決議案作成のため協議を重ねる総務文教常任委員会